

2-① 議員間討議の充実

検討趣旨	委員会での議案審査等において、執行機関への質疑だけでなく、議員間での自由討議を活発に行うことにより議論を深めるとともに、多様な意見を集約し、課題に対して政策提案などを行うことで市政に民意を反映させることなどを目的として、議員間討議を充実させることについて検討する。
これまでの経過及び現状	京都市会では、市会改革推進委員会と市会運営委員会において委員間での討議を基本としているが、その他の委員会では一部（議員提出議案の審査、請願の取扱いに係る協議）を除き、委員と理事者との質疑応答により審査を行っている。 近年、議会改革の推進のため、議員間討議の充実を議会基本条例に明記している議会が増えており、委員会や政策討論会、出前委員会などで活発に議員間討議を実施している。
論点	制度として議員間討議の場、時間を確保するのかどうか。
参考	【他都市の状況】 ○先進的に取り組んでいる自治体 <三重県> 委員会において、案件に係る理事者に対する質疑終了後に理事者を退席させ、当該案件に対する委員間討議を実施している。（討議の対象は限定していない。） <所沢市> 委員会での審査中に委員からの動議を受け、委員長が委員に諮り実施している。（討議の対象は限定していない。）理事者は在席のまま、必要な討議が終了すれば通常の審査に戻る。 ○政令市 <横浜市> 調査特別委員会において、調査・研究テーマに関する提言や意見を取りまとめている。手法としては、現在の市会改革推進委員会と似ている。理事者は出席していない。 <名古屋市> 本年3月から、常任委員会における請願審査の際に、委員間で討議を行っている。これについては試行であり、実施するかどうかも含めて委員長の判断により運営される。 <大阪市> 不定期であるが、大都市・税財政制度特別委員会において、議員から提案のあったテーマについて実施している。（例 基礎的自治体としての区政の充実・強化について など）